

運営規定

第1条（事業の目的）

株式会社 may が開設する訪問看護ステーションみどりの和（以下「事業所」という。）は、疾病、負傷等により在宅において療養を必要とする者に対し、適切な訪問看護を提供することにより、利用者の生活の質の維持及び向上を図ることを目的とする。

第2条（運営の方針）

1. 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、その人らしい生活の継続を支援する。
2. 医療機関、居宅介護支援事業者その他関係機関と密接に連携し総合的なサービス提供に努める。
3. 利用者及び家族が安心して在宅療養を継続できるよう、24時間対応体制を確保する。
4. 終末期ケアを含めた在宅療養支援に積極的に取り組む。
5. 小児及び精神疾患を有する利用者に対しても適切な支援を行う体制の整備に努める。

第3条（事業所の名称及び所在地）

名称：訪問看護ステーションみどりの和

所在地：沖縄県宮古島市下地字上地 437 番地 1

電話番号：0980-79-4343

第4条（従業者の職種、員数及び職務内容）

事業所に次の従業者を置く。

1. 管理者 1 名（常勤）

管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

2. 看護職員 常勤換算 2.5 名以上

看護職員は、保健師、看護師または准看護師とする。

看護職員は訪問看護の提供、訪問看護計画書及び報告書の作成、関係機関との連携等を行う。

3. 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士：適当数 ※必要に応じて雇用する

第5条（営業日及び営業時間）

1. 営業日：月曜日から金曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日を除く。

※必要に応じて営業日以外でも対応する。

2. 営業時間：8：30～17：30 までとする。
3. 24時間対応体制を確保し、緊急時には随時対応する。

第6条（指定訪問看護の内容）

事業所が提供する訪問看護の内容は次のとおりとする。

1. 病状及び障害の観察
2. 清拭、洗髪等による清潔の保持
3. 食事及び排泄等日常生活の援助
4. 褥瘡の予防及び処置
5. 医療処置（点滴、カテーテル管理等）
6. リハビリテーション
7. ターミナルケア
8. 主治医の指示に基づく精神科訪問看護
9. 家族に対する療養指導及び相談支援
10. その他医師の指示による必要な看護

第7条（利用料その他の費用の額）

1. 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。
2. 通常の事業の実施地域を越えて行う訪問看護に要した交通費は、実費を徴収する場合がある。
3. その他の費用については、あらかじめ利用者又は家族に説明し、同意を得た上で徴収する。

第8条（通常の事業の実施地域）

宮古島市

第 9 条（緊急時等における対応方法）

利用者の病状に急変が生じた場合には、速やかに主治医に連絡するとともに必要な措置を講じる。

第 10 条（事故発生時の対応）

1. 事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族及び関係機関に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
2. 事故の原因を分析し、再発防止に努める。
3. 利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

第 11 条（苦情処理）

利用者及び家族からの苦情に対しては、迅速かつ適切に対応し、必要な改善を行う。

苦情相談窓口を設置し、苦情内容を記録するとともに、必要な改善を行う。

第 12 条（個人情報の保護）

事業所の職員は、業務上知りえた利用者及びその家族の秘密を、正当な理由なく第三者に漏らさない。また、この秘密を保持する義務は、退職後及びサービス提供契約終了後も継続する。

第 13 条（虐待防止に関する事項）

虐待防止のための委員会の開催、指針の整備、研修の実施及び担当者の設置等を行う。

第 14 条（業務継続計画（BCP）の策定等）

感染症又は非常災害の発生時においても必要なサービスを継続的に提供できるよう、業務継続計画を策定し、研修及び訓練を実施する。

第 15 条（その他運営に関する重要事項）

本規程に定めのない事項については、関係法令を遵守し、適切に対応する。

附則

この規定は、令和 8 年 7 月 1 日より施行する。